

仕様書

1 名称

参議院議員通常選挙における投票所スロープ設置撤去業務

2 目的

参議院議員通常選挙において、有権者の移動をサポートするために、投票所の段差を解消するスロープを設置および撤去する。

3 履行場所

秋田市内 28 箇所の投票所

4 履行期間

契約日から令和 4 年 7 月 11 日（月）まで

5 業務内容

(1) 設置作業

ア 設置日

令和 4 年 7 月 9 日（土）

イ 設置場所

別紙 1 「投票所スロープ設置場所一覧表」のとおり

ウ 設置方法

別紙 2 「投票所スロープ設置場所写真」のとおり

エ 詳細

(ア) スロープは、受託者の負担において準備する。

(イ) スロープは、車イス利用者とその介助者が同時に使用することに十分に耐える強度があるものとする。

(ウ) 段差の状況について、事前に各投票所を訪問し、十分に把握しておく。

(エ) 設置日時等について、事前に設置場所の管理者と相談する。

(オ) スロープが安定するように、設置場所に合わせて調整する。

(カ) 次の投票所に設置するスロープには、防滑性の床材を貼り付ける。

a 秋田市立秋田南中学校

b 秋田市立秋田東中学校

- c 秋田市立秋田西中学校
- d 秋田市立土崎小学校
- e 秋田市立飯島小学校
- f 秋田市立城東中学校
- g 秋田市立飯島南小学校

(2) 保守管理

投票日当日に、スロープに不具合等が発生した際は、直ちに修理等を行う。

(3) 撤去作業

ア 撤去日

令和4年7月11日(月)

イ 詳細

撤去日時について、事前に設置場所の管理者と相談する。

6 報告書等

(1) 設置完了写真

スロープ設置完了後直ちに、次の写真を提出する。

ア 近距離写真

各スロープの詳細がわかるもの

イ 遠距離写真

スロープが設置された場所を特定できるように、スロープと周囲の特徴的な景色を入れ込んだもの

(2) 業務完了報告書

スロープ撤去終了後、業務完了報告書を提出する。

7 その他

(1) 受託者は、本業務実施中に知り得た情報について、第三者に漏らしてはならない。

(2) この仕様書に定めのない事項については、双方協議のうえ定める。